

第3回「ダイビング船の安全対策検討委員会」議事概要

日 時：令和7年6月16日（月）14：00～15：20

場 所：合同庁舎3号館9階海事局第5会議室

出席委員：羽原座長、池田委員、小林（秀）委員、小林（勝）委員、末森委員、高野委員、豊嶋委員

【オンライン出席】千足委員、中村委員、古郡委員、本間委員、宮崎委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行ったところ、委員からの主な意見は以下のとおり。

- 見張りの実施について、沖合において係留索で係留ブイに船を固定している場合に係留船扱いとするような解釈はできないか。
- AIS や監視カメラを活用することで、船長や見張員による見張りの実施に代えることはできるか。
- プロペラの巻き込み事故防止について、ドリフトダイビングやリフトを使用する場合には、ダイバーの潜降・浮上の際にエンジンを切らないことを考慮して欲しい。
- ガイドライン案の「おわりに」において、ダイビングを「マリンレジャー」としているが、学校教育の場では「マリンスポーツ」と表現している場合もあることから、「マリンスポーツ・レジャー」等の表現の方がより適切ではないか。
- 津波・地震発生時の対応について、適切な対応に関する知識を有しない場合も多いと考えられるため、QA集等に説明を入れてはどうか。
- 事故事例集について、法律上の義務を果たしていなかったものを明記するとともに、事故概要だけでなく再発防止策等についても掲載した方が参考になるのではないか。
- ガイドライン適合状況確認表の各項目について、法律上の義務である項目はガイドライン同様に明確にしてはどうか。また、各項目についてどの程度の頻度で点検を行うべきか明確にするとよいのではないか。

以上